

病害虫発生予察注意報第 9 号

佐賀県

作物名：イチゴ

病害虫名：うどんこ病

1) 注意報の内容

発生地域：県内全域
発生量：平年より多い

2) 注意報発令の根拠

- (1) 2月下旬(2月17~19日)の巡回調査(12圃場)では、イチゴうどんこ病の発生圃場率75.0%、発生株率8.0%(平年3.7%、前年2.0%)であり、ともに平年および前年より多い(図1)。2月下旬の発生株率は、昭和62年以降で最も高い。
- (2) 今作での本病の発生は育苗期及び本圃初期から多く推移しており、圃場内での菌密度が高いと考えられる。
- (3) 今後、気温の上昇に伴い本病の発生量が増加する。果実の被害を防ぐため、さらに防除を徹底する必要がある。

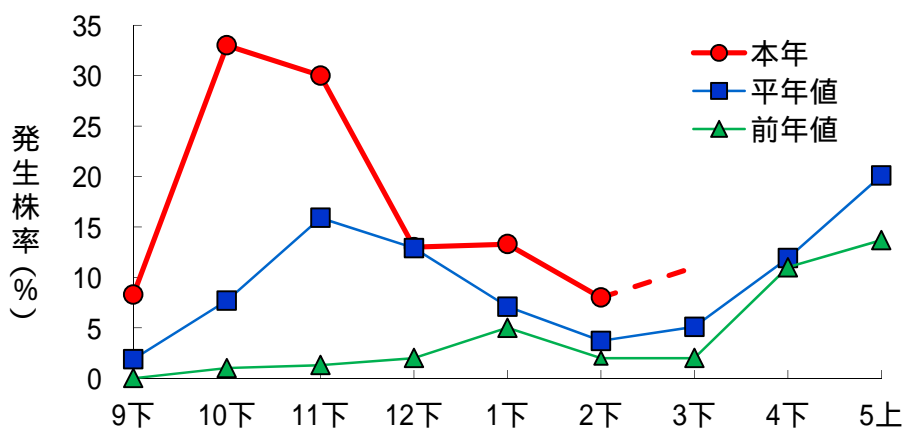


図1 巡回調査におけるイチゴうどんこ病の発生推移

3) 防除上注意すべき事項

- (1) 罹病部位は除去し、圃場外に持ち出し、土中に埋めるかビニル袋に入れて密閉するなど適切に処分する。
- (2) 定期的(10~14日間隔)に薬剤による防除を実施する。なお、多発生の圃場では、短い間隔(7日間程度)で薬剤散布を行い、果実への被害を防ぐ。
- (3) 葉裏にかかるよう十分量を散布する。
- (4) 果実での発病を防ぐため、硫黄粒剤のくん煙処理を行う。なお、薬害を生じないように、処理時間には十分注意する。

- (5) 薬剤感受性の低下を防ぐため、同一系統薬剤の連用を避け、系統の異なる薬剤のローテーション散布を行う。
- (6) 防除薬剤の詳細については、県防除のてびき http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/_32933/ns-nougyou/_47429.html のイチゴうどんこ病の項 188～191 頁を参照する。
- (7) 県内の一部圃場において、アミスター剤及びストロビー剤に対する耐性菌、また、DMI 剤（トリフミン剤、ルビゲン剤等）に対する低感受性菌が発生しているため、防除効果が低下している圃場では使用を控える。



写真 1 葉におけるイチゴうどんこ病
(平成 27 年 2 月 17 日撮影)



写真 2 果実におけるイチゴうどんこ病
(平成 27 年 2 月 17 日撮影)